

群馬地方最低賃金審議会

(整理番号0910)

議事要旨

議事録

HP公開版

第1回専門部会

令和7年7月31日 非公開

開催日時	令和7年7月31日	14時00分～14時35分
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室	
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人 定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人 定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人 定数 3 人
主要議題	1 令和7年度群馬県最低賃金専門部会の運営について 2 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について 3 群馬県最低賃金改定決定に係る審議について	

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	定刻より前ではございますが、皆様がお揃いになりましたので事務局からご報告申し上げます。 本日で出席の委員は、公益代表委員 3名、 労働者代表委員 3名、 使用者代表委員 3名の 合計9名になります。 最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。 大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。
室 長	本日はお忙しいところ、またお暑い中、ご出席いただきありがとうございます

室 長	います。 ただいまから、群馬地方最低賃金審議会第1回群馬県最低賃金専門部会を開催いたします。 令和7年度の第1回目の専門部会でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行をさせていただきます。 最初に、本専門部会の開催にあたりまして、橋口労働基準部長からご挨拶申し上げます。
部 長	労働基準部長の橋口でございます。よろしくお願いいたします。 本日は、お暑い中、令和7年度第1回群馬県最低賃金専門部会にご出席いただきまして、感謝申し上げます。開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。 委員の皆様方には、大変お忙しい中、専門部会委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。 さて、本年度の目安額につきましては、現在、中央最低賃金審議会におきまして、審議中でございます。 最低賃金については、昨年度に増して、社会的関心が非常に高まっております。審議についても注目されてきております。 群馬県最低賃金の改定に関し、ご審議を始めていただくに当たり、群馬県における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力などの実態を踏まえていただき、適切且つ慎重なご審議をいただくことをお願い申し上げます。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。
室 長	続きまして、当専門部会の委員の皆様を紹介に移らせていただきます。 これから先は、着座にて失礼いたします。 7月14日に、群馬労働局長が群馬地方最低賃金審議会長に群馬県最低賃金の改正の決定について諮問を行ったことにより、本専門部会が設置されています。 専門部会を組織する関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員につきまして、公示により候補者の推薦を求めましたところ、関係者から候補者の推薦がありました。 選考させていただいた結果、本日お集りいただいた、それぞれ3名の方々に対して群馬労働局長から委嘱発令をさせていただいております。 なお、公益を代表する委員につきましては、審議会の公益委員のなかから任命させていただいております。 委員の皆様の委嘱状は、労働局長からお渡しすべきところですが、時間の関係もございますので、あらかじめお席に置かせていただいております。

室 長	失礼とは存じますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。 では、お手元の資料 1 の委員名簿の順に従いまして、専門部会の委員の皆様を紹介させていただきます。 公益代表委員の小淵委員、西川委員、米本委員。 労働者代表委員の松葉委員、村山委員、山村委員。 使用者代表委員の五十嵐委員、宇井委員、金井委員。 委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきましてよろしくお願いいたします。
室 長	次に、次第の 4 の部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。 最低賃金法第 25 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 2 項により、専門部会の部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとなっております。 慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が取られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。
各側委員	【異議なし】
室 長	ありがとうございます。 それでは、公益委員から事前に協議しました結果より、部会長には、■委員、部会長代理には、■委員をそれぞれ選出することとさせていただきます。 労使の委員の皆様にお諮りいたします。よろしいでしょうか。
各側委員	【異議なし】
室 長	ありがとうございます。 全会一致で選任されたということを確認させていただきます。 それでは、最初に部会長になりました■委員から、一言ご挨拶をいただきたく存じます。
■ 委員	ただいま部会長を仰せつかりました■でございます。 この専門部会は群馬県の最低賃金を決定するプロセスにおきまして、極めて重要な場であると認識いたしております。部会長といたしまして、誠心誠意務めてまいりたいと存じますので、委員の先生方のご指導のほど何卒よろしくお願いいたします。
室 長	はい。ありがとうございます。

委員	続きまして、部会長代理になりました委員にお願いします。 はい。部会長代理に選ばれましたです。よろしくお願いいたします。 私も知らないことがたくさんありますけれども、勉強していきますので、 どうぞ協力よろしくお願いいたします。
室 長	ありがとうございました。 これからの議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。 よろしくお願いいたします。
部会長	それでは早速、次第の5の議題に入らせていただきます。 (1)の令和7年度群馬県最低賃金専門部会の運営について、事務局から説明をお願いします。
室 長	そうしましたら、資料2の「群馬地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程」についてご説明いたします。 専門部会運営規程では、「専門部会の目的、構成」、「会議の招集」、「委員の欠席」、「会議の議事」、「会議の公開・公開」、「議事録及び議事要旨」、「審議会への報告」、「専門部会の廃止」などが規定されております。 このなかで、(第6条関係)専門部会の「会議の公開・非公開」の取り扱い、(第7条関係)「議事録など関係資料の公開・非公開」の取り扱い、そして、専門部会の開催に関して(回数や意見聴取)、など3点について、ご説明いたします。 まず、1点目として、専門部会の「会議の公開・非公開」につきまして、ご説明いたします。 当専門部会の会議は、専門部会運営規程第6条第1項のただし書きにございます「公開することにより、率直な意見の交換などが不当に損なわれるおそれがある」等に該当するとして、例年、第1回目から非公開とされております。 7月14日に開催されました第1回目の群馬地方最低賃金審議会では、当専門部会の公開・非公開にかかる意向についてご協議をいただいた結果、「当初から専門部会を非公開とすべきであるという審議会の意向を専門部会に伝える。」とする結論に達したところでございます。 当専門部会の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。 1点目は以上でございます。
部会長	ただいまの事務局の説明のように、当専門部会は、例年、第1回目から非公開とさせていただいているところです。 部会長としましては、審議会の意向も参考にしつつ、総合判断いたしまして、専門部会運営規程第6条第1項のただし書き「公開することにより、

部会長	率直な意見の交換などが不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとして、当専門部会は第1回目から非公開とすることが適当と考えます。ご意見等ありましたらお願いします。
各側委員	【異議なし】
部会長	特にご異議ないようですので、ご賛同いただけたものと理解いたしました。それでは、本年度も当専門部会の会議は第1回目から非公開といたします。 引き続き、事務局から説明をお願いします。
室 長	2点目でございます。 専門部会の「議事録や資料の公開・非公開」についてご説明いたします。専門部会運営規程の第7条をご覧ください。 第2項で、議事録や資料は、会議同様に原則公開とされていますが、ただし書きにおいて、「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合など、部会長が議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる」とされております。 また、同条の第3項では、「議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開する。」としています。 当専門部会の議事録、資料につきましては、委員の個人責任を発言ごとに問われるおそれを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は「公開用議事録」には表示しないかたちで公開しています。 また、専門部会の最後に一部非公開とすべき発言や資料の有無を確認したうえで、原則、公開とさせていただいております。 労働局ホームページにも同様にして掲載させていただいているところです。 こうした経過なども踏まえていただき、本年度における議事録、資料等の公開・非公開についても、ご審議をお願いいたします。 なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求が行われた場合には、法律に規定された不開示情報を除き開示されることになります。 2点目は以上でございます。
部会長	ただいまご説明のあった2点目は、専門部会の「議事録、資料」の公開・非公開についてです。 事務局説明のとおり、当専門部会の議事録等は、原則公開としてい

部会長	ころです。 加えて、労働局ホームページへの掲載もしております。 本年度も、当専門部会の議事録等については、各回の専門部会の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、「非公開とすべき」と判断された発言や資料を除き、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますが、いかがでしょうか。
各側委員	【異議なし】
部会長	それでは、本年度も専門部会の議事録、資料については、公開といたします。 重要ですので、もう一度公開の方法を整理します。 「公開用議事録」には発言者の個人名は表示しないこととします。 事務局が準備している資料についても公開を基本としますが、審議過程において各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することとします。 また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断することとします。 よろしいでしょうか。
各側委員	【異議なし】
部会長	このほかに、運営規程について何かご意見、ご質問等ございますか。
各側委員	【特になし】
部会長	特にないようであれば、事務局は次の説明をお願いします。
室 長	そうしましたら、3点目でございます。 ただいま、運営規程に関してご審議をいただきましたが、このほか、専門部会の開催回数や意見聴取・意見陳述等の実施の有無についてご審議いただきたいと思います。専門部会の開催は3回程度とされ、また、専門部会のなかでは意見聴取や意見陳述は行わないこととされております。 以上の取り扱いについても、ご審議をお願いいたします。
部会長	ただいまの事務局のご説明のとおり、専門部会の運営規程にかかわるこ

部会長	との他では、例年、専門部会は3回程度で終了すること、また、意見聴取や意見陳述は実施しないこととしております。 本年も、同様の扱いとしたいと考えますが、いかがでしょうか。
各側委員	【異議なし】
部会長	それでは、ご賛同いただきましたので、そのようにさせていただきます。
部会長	続きまして、議題の（２）最低賃金審議会令第６条第５項及び第７項の適用について、事務局からご説明をお願いします。
室 長	資料３をご覧ください。 最低賃金審議会令第６条第５項と第７項を抜粋しております。 最低賃金審議会の意思決定は、本審の議決によってなされるところでありますが、最低賃金審議会令第６条第５項にかかる運用として、「専門部会において全会一致で議決がなされた場合には、その議決をもって審議会の議決とすることができる」、とされております。このことについて７月１４日に開催された審議会におきまして、この取り扱いを適用するということの議決をいただいておりますのでご報告いたします。 次に、専門部会の廃止にかかる規程として、最低賃金審議会令第６条第７項では「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されています。運営規程第９条に規定されているように、専門部会は異議の申出期間が満了したときをもって廃止になりますのでよろしくお願いいたします。 なお、専門部会の廃止に伴う解任の通知文書につきましては、交付を省略させていただきたく存じます。ご了解いただきますようお願いいたします。 以上でございます。
部会長	ただいまの事務局のご説明のとおり、当専門部会は最低賃金審議会令第６条第５項の規定を適用し、専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、専門部会の議決が審議会の議決となります。 よろしくお願いいたします。 また、当専門部会の廃止の時期と解任通知の省略について説明がありました。これにつきましてもご了解をお願いいたします。
部会長	続きまして、議題の（３）群馬県最低賃金改正決定に係る審議について、事務局から説明をお願いします。

室 長 室 長	配布いたしました資料のご説明をいたします。 資料４は、審議会、専門部会の開催日程でございます。一番右側の列が今年度の日程でございます。ご確認をお願いいたします。 中段よりやや下の方に空欄で「未定」というところがあると思うのですが、ここは今回の審議が８月１８日に本審で答申がなされた場合には９月３日水曜日に異議審を開催することになります。１０時からの開催になりますので、ご承知おきください。 次に、資料５は、７月１４日に、群馬労働局長が、群馬地方最低賃金審議会会長あてに、群馬県最低賃金の改正決定について諮問させていただいた諮問文の写しでございます。 専門部会においてご審議いただく際には、地域別最低賃金の決定の３要素であります、 ①地域における労働者の生計費 ②地域における労働者の賃金 ③通常の事業の賃金支払能力 を総合的に勘案していただくなどしつつ、骨太の方針などにも配意したご審議をいただきますようお願いいたします。 資料６は、７月１４日に群馬県知事より提出されました「群馬県の最低賃金について（群馬県知事要請文）」でございます。 資料７には、諮問後に、最低賃金法第２５条第５項の規定に基づく、関係労働者及び関係使用者の意見聴取の公示を行いましたところ、６件の意見書の提出がありましたので、添付しております。 （１）は、「群馬県タクシー協会会長」から提出されました「地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）」でございます。 （２）は、「全労連・全国一般群馬労働組合」から提出されました「群馬地方最低賃金審議会に対する意見書」でございます。 次の（３）は、「生協労連コープネットグループ労働組合」から提出されました「２０２５年度の群馬地方最低賃金額の審議にむけた意見書」でございます。 次の（４）は、「群馬県医療労働組合連合会」から提出されました「最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書」でございます。 次の（５）は、「群馬県自治体一般労働組合」から提出されました「群馬地方最低賃金審議会への意見書」でございます。 最後になります（６）は、「群馬県労働組合会議」から提出されました「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書」でございます。 ここで一旦説明を区切らせていただきます。
部会長	ここまでの事務局からのご説明で、ご意見等ございましたらお願いいたします。

各側委員	【特になし】
部会長	ご意見等がなければ、次の資料について、事務局から説明をお願いします。
室 長	続きまして、資料 8 から資料 19 について、ご説明いたします。 資料 8 は、生活保護法の条文でございます。 資料 9 は、生活扶助基準額でございます。 資料 10 は、令和 7 年度の群馬県の生活保護基準額表でございます。 資料 11 は、群馬県内の級地別人口の表でございます。 資料 12 は、北関東三県の地域別最低賃金、新規高卒者初任給、標準生計費、有効求人倍率、消費者物価指数の比較対象表でございます。 資料 13 は、毎月勤労統計調査結果の令和 6 年結果確報でございます。 資料 14 は、消費者物価地域差指数の令和 6 年の結果でございます。 資料 15 は、令和 3 年のパートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の結果でございます。 資料 16 から 18 は、中央最低賃金審議会の目安小委員会における配布資料でございます。 資料 19 は、「主要統計資料」です。これは、公益委員から依頼があり作成した資料となります。1 回目の目安小委員会において用いられた、都道府県別資料について、各指標ごとに群馬県の順位付けを行ったものです。 以上が本日ご用意した資料でございます。
部会長	ただいま事務局から資料の説明がありました。 これらの資料につきまして、ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。
各側委員	【特になし】
部会長	特にございませんでしょうか。 先ほど事務局からお話ございましたように、今回は様々な情勢がかなり変化してきていること、また先般、県知事から要請書のご提出があったことをはじめ、本件におきましてもさらに慎重な審議が必要となってきましたことから、事務局のほうで資料 19 を、資料 16 から 18 を元に、お作りいただいたところでございます。事務局から提供された以上の資料や審議会長あてに提出された「意見書」の意見等も十分踏まえつつ、また、群馬の立ち位置などもご確認いただき、今後、専門部会において審議を行ってまいりたいと存じます。

部会長	よろしくお願いいたします。 それでは、最後に、その他について、事務局から何かありましたらお願いいたします。
室 長	特にございません。
部会長	本日の審議項目は以上ですが、全体を通して他にご意見等ありましたらお願いいたします。
各側委員	【特になし】
部会長	ご意見等ないようです。 それでは最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われ ますが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。
各側委員	【異議なし】
部会長	「非公開事項は無し」と確認いたしました。
部会長	以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで第1回の群馬県最低賃金専門部会を閉会とします。 ご審議お疲れさまでした。
室 長	本日はありがとうございました。 【閉 会】